

第38号議案

島根県青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例

島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和40年島根県条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「禁止」を「禁止等」に、「の利用による有害情報の閲覧等の防止（第25条）」を「利用環境の整備（第24条の2 第25条の3）」に改める。

第2条の次に次の1条を加える。

（保護者等の役割）

第2条の2 保護者は、青少年を健全に育成することについて第一義的責任を有するものであることを自覚し、青少年を良好な環境の中で監護し、及び教育するよう努めるものとする。

2 地域社会において、住民は、連帯意識を持ち、互いに協力して青少年の健全な育成に努めるものとする。

3 青少年は、生命を尊び、社会の一員としての自覚と責任を持つとともに、自らの生活を律し、健全な社会人として成長するよう努めるものとする。

第4条中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同条第3号中「がん具類」を「玩具類」に、「がん具、」を「玩具、」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で青少年を現に監護するものをいう。

第5条中「がん具類」を「玩具類」に改める。

第6条第1項中「青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長し、その」を「次の各号のいずれかに該当し、青少年の」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 性的感情を著しく刺激するもの

(2) 粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長するもの

(3) 自殺又は犯罪を誘発するもの

第7条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「がん具類」を「玩具類」に改め、同条第3項中「がん具類の」を「玩具類の」に、「がん具類販売業者等」を「玩具類販売業者等」に、「がん具類(」を「玩具類(」に、「がん具類を」を「玩具類を」に、「有害指定がん具類」を「有害指定玩具類」に改め、同条第4項中「有害指定がん具類」を「有害指定玩具類」に改める。

第9条の見出し中「はり付け」を「貼付け」に改め、同条中「はり付け」を「貼り付け」に改める。

第11条の見出し中「がん具類」を「玩具類」に改め、同条第1項中「又はがん具類」を「又は玩具類」に、「有害指定がん具類」を「有害指定玩具類」に改め、同条第2項中「がん具類」を「玩具類」に改め、同条第3項中「有害指定がん具類」を「有害指定玩具類」に改める。

第12条中「がん具類の」を「玩具類の」に改め、同条第1号中「がん具類」を「玩具類」に改め、同条第2号中「有害指定がん具類」を「有害指定玩具類」に改める。

第13条第1項及び第14条第1項中「青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長し、その」を「第6条第1項各号のいずれかに該当し、青少年の」に改める。

第20条第1項中「(親権を行う者、未成年後見人その他の者で青少年を現に監護するものをいう。以下同じ。)」を削り、同条第3項中「から物品」の次に「(第21条の2第1項に規定する着用済み下着を除く。以下この項において同じ。)」を加える。

第20条の2第1項中「第23条の3第3項」を「第23条の3第4項」に改める。

第4章の章名中「禁止」を「禁止等」に改める。

第21条の見出し及び同条第1項中「みだら」を「淫ら」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(着用済み下着の買受け等の禁止等)

第21条の2 何人も、青少年から着用済み下着（青少年がこれに該当すると称したものを含む。以下同じ。）を買い受け、若しくは売却の委託を受け、又は青少年に対して着用済み下着の売却の相手方を紹介し、若しくは売却するよう勧誘（以下「着用済み下着の買受け等」という。）してはならない。

2 知事は、着用済み下着の買受け等を行い、又は行おうとした者に対し、着用済み下着の買受け等を行わないよう警告を発することができる。

第23条第1項中「みだら」を「淫ら」に改める。

第23条の3中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 何人も、深夜に外出している青少年に対しては、その保護及び善導に努めるものとする。ただし、青少年が保護者から深夜外出の承諾を得ていることが明らかである場合は、この限りでない。

第24条第1号中「みだら」を「淫ら」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 着用済み下着の買受け等

第5章の章名中「の利用による有害情報の閲覧等の防止」を「利用環境の整備」に改める。

第25条に見出しとして「（インターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止）」を付し、同条第1項中「青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し」を「第6条第1項各号のいずれかに該当し」に、「次項において」を「以下」に改め、同条第2項中「フィルタリング機能（インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を一定の基準に基づき選別することにより有害情報の閲覧を制限する機能をいう。）を有するソフトウェア」を「青少年有害情報フィルタリングサービス（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）」に改め、第5章中同条の前に次の1条を加える。

（インターネットの適切な利用に関する施策の推進）

第24条の2 県は、青少年のインターネットの利用に係る事業を行う者、保護者その他の関係者と連携し、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう、インターネットの適切な利用に関する知識の普及、啓発、教育その他の必要な施策の推進に努めるものとする。

第5章中第25条の次に次の2条を加える。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明義務等)

第25条の2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者(青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。)及び青少年を相手方とする携帯電話インターネット接続役務(同条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。)の提供に関する契約(当該契約の内容を変更する契約を含む。)又は青少年を携帯電話端末若しくはPHS端末の利用者とする携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約(当該契約の内容を変更する契約を含む。)(以下「携帯電話インターネット接続役務契約」という。)の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者(以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。)は、携帯電話インターネット接続役務契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理(当該携帯電話インターネット接続役務の提供に付随して行われる青少年有害情報フィルタリングサービスの提供の開始又は内容の変更若しくは提供の中止を含む。第3項において同じ。)をするに当たっては、当該契約に係る携帯電話端末又はPHS端末の利用者が青少年であるかどうかを確認し、利用者が青少年である場合には、その保護者に対し、携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴する機会が生じることその他規則で定める事項を記載した書面を交付し、その内容を説明しなければならない。ただし、青少年の保護者が、過去に同様の事項について書面を交付され、その説明を受けていることが明らかであるときは、この限りでない。

2 保護者は、携帯電話インターネット接続役務契約の締結をするに当たっては、当該契約に係る携帯電話端末又はPHS端末の利用者が青少年である場合

において、青少年インターネット環境整備法第17条第1項ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、青少年の業務又は日常生活において青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと認められる理由として規則で定める理由その他規則で定める事項を記載した書面（以下この条において「理由書」という。）を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。

3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、携帯電話インターネット接続役務を提供する場合においては、保護者から理由書の提出があったときに限り、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続役務契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をすることができる。

4 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続役務の契約を締結したときは、当該契約が終了する日又は当該契約に係る青少年が満18歳に達する日のいずれか早い日までの間、理由書若しくはその写し又は当該理由書に記載された事項が記録された電磁的記録を保存しなければならない。

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対する勧告等）

第25条の3 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が、前条第1項、第3項又は第4項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を行うために必要な限度内において、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続役務の提供を受けていると認められる青少年の保護者に対し、質問し、又は報告若しくは資料の提供を求めることができる。

3 知事は、第1項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務

提供事業者等がその勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名又は名称、住所又は所在地、当該勧告の内容その他規則で定める事項を公表することができる。

4 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第28条第1項中「がん具類販売業者等」を「玩具類販売業者等」に、「若しくは第20条の2第1項」を「、第20条の2第1項」に改め、「営む者」の次に「若しくは携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」を加え、「がん具類の」を「玩具類の」に改める。

第30条第2項第12号中「第24条第1号又は第5号」を「第24条第1号、第3号又は第6号」に改め、同号を同項第14号とし、同項中第11号を第13号とし、第10号を第12号とし、第9号を第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) 第21条の2第1項の規定に違反した者

第30条第2項第8号の次に次の1号を加える。

(9) 第20条の2第1項の規定に違反した者

第30条第4項第1号中「はり付け」を「貼り付け」に改め、同項第3号中「第24条第2号又は第3号」を「第24条第2号又は第4号」に改め、同条第5項中「第20条第1項から第3項まで」の次に「、第20条の2第1項」を、「第21条第1項から第3項まで」の次に「、第21条の2第1項」を加え、「第24条第1号から第3号まで若しくは第5号」を「第24条第1号から第4号まで若しくは第6号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。ただし、第2条の次に1条を加える改正規定、第4条、第5条、第7条、第9条、第11条、第12条、第20条第1項、第21条、第23条及び第24条第1号の改正規定、第28条第1項の改正規定（「がん具類販売業者等」を「玩具類販売業者等」に改める改正規定及び

「がん具類の」を「玩具類の」に改める改正規定に限る。)並びに第30条第4項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

(有害図書類等の指定に関する経過措置)

- 2 この条例による改正前の島根県青少年の健全な育成に関する条例第6条第1項、第7条第1項及び第14条第1項の規定により知事がした指定は、この条例による改正後の島根県青少年の健全な育成に関する条例第6条第1項、第7条第1項及び第14条第1項の規定により知事がした指定とみなす。

(罰則に関する経過措置)

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。